

改正内容総括表

※関係資料は、改正する条例の新旧対照表を掲載した議案第74号関係資料

※条ずれ及び語句の整理等の改正は除く。

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表 該当ページ
(1)	効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応				
ア	効果的な就労支援に向けた取組				
①	就労移行支援事業において就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。	1	第165条第1項第3号	4-1	14
		2	第9条第1項第3号	4-2	1
		3	第62条第1項第3号	4-3	7
		6	第15条第1項第3号	4-6	1
②	就労継続支援A型事業者の基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直すにあたり、就労継続支援A型事業者は1年に1回以上、事業所ごとの運営状況について自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないものとする。	1	第185条の3	4-1	16
		3	第68条の3	4-3	8
③	一般の企業への就職から6か月が経過した後、希望する者に対し、円滑に就労定着支援事業所による支援を開始できるよう、本人が就労定着支援事業所の利用を希望する場合、就労移行支援事業所等における6か月間の職場への定着支援の期間において、就労移行支援事業所等が就労定着支援事業所等との連絡調整等を図ることを努力義務または義務とする。	1	第88条の2第2項 第171条第2項 第184条第2項	4-1	8 15 16
		2	第43条第3項、第4項	4-2	3
		3	第43条の2第2項 第65条第2項 第79条第2項	4-3	4 7 8
		6	第35条第3項、第4項	4-6	2、3

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
(2)	医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進				
ア	医療的ケアが必要な障害児への支援				
①	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において、医療的ケアを行う必要がある場合に配置する看護職員については、現行の機能訓練担当職員の配置要件と同様に、配置基準上必要となる従業者の員数に看護職員を含めてよいこととする。ただし、機能訓練担当職員及び看護職員を児童指導員等の員数に含める場合、その半数は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。	7	第7条 第2項、第3項、第6項 第8条 第2項、第3項、第6項 第80条 第2項、第3項、第6項	4-7	2、3 4、5 11、12
イ	支援の質の向上				
①	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における専門性及び質の向上に向けて、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみにより人員基準を見直すこととする。	7	第7条第1項第2号 第2項第1号 第6項 第61条第1項第2号 第3項の削除 第80条第1項第2号 第2項第1号 第6項 第87条第1項第2号 第3項の削除	4-7	1、3 10 11 13

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表 該当ページ
(3)	感染症や災害への対応力の強化				
ア	日頃からの備えや業務継続に向けた取組の推進				
①	感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。	1	第36条第3項 第74条第2項 第93条第2項	4-1	2 7 9
		2	第57条第2項	4-2	4
		3	第27条第2項 第47条第2項	4-3	2 4
		4	第15条第2項	4-4	2
		5	第13条第2項	4-5	2
		6	第46条第2項	4-6	4
		7	第43条第2項	4-7	7
②	感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。	1	第35条の2	4-1	2
		2	第54条の2	4-2	4
		3	第25条の2	4-3	2
		4	第14条の2	4-4	2
		5	第12条の2	4-5	2
		6	第44条の2	4-6	3
		7	第40条の2	4-7	7
③	非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、運営基準において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。	1	第73条第3項	4-1	7
		2	第56条第3項	4-2	4
		3	第8条第3項	4-3	1
		4	第5条第3項	4-4	1
		5	第6条第3項	4-5	1
		6	第8条第3項	4-6	1
		7	第42条第3項	4-7	7

整理 番号	改正内容	条例 番号	該当条項	関係 資料	新旧対照表 該当ページ
(3)	感染症や災害への対応力の強化				
イ	支援の継続を見据えた緩和				
①	障害福祉現場の業務効率化を図るため、運営基準上必要となる担当者会議や委員会等についてテレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。	1	第61条第5項	4-1	6
		2	第34条第5項	4-2	2
		3	第17条第5項	4-3	1
		6	第26条第5項	4-6	2
		7	第29条第5項	4-7	6
②	就労定着支援事業の業務効率化を図るため、必ずしも対面で提供する必要のない「雇用に伴う日常生活の相談等」について、テレビ電話装置等を用いた支援が可能であることを明確化する。	1	第195条の8第2項	4-1	20

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
(4)	障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための見直し				
ア	障がい者虐待の防止への取組と身体拘束等の適正化				
①	障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に ・虐待防止委員会（※）の設置等の義務化 ・従業者への研修の実施の義務化 ・虐待の防止等のための責任者の設置の義務化を盛り込む。 （※）虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止、虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等。	1	第42条の2	4-1	4
		2	第66条の2	4-2	5
		3	第32条の2	4-3	3
		4	第18条の2	4-4	3
		5	第16条の2	4-5	3
		6	第52条の2	4-6	5
		7	第47条第2項	4-7	9
②	身体拘束等の適正化の更なる推進のため、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準に ・適正化のための委員会の開催等の義務化 ・適正化のための指針の整備を義務化 ・適正化のための定期的な研修の実施の義務化を盛り込む。 ※虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。	1	第37条の2第3項	4-1	3
		2	第60条第3項	4-2	5
		3	第28条第3項	4-3	3
		6	第48条第3項	4-6	4
		7	第46条第3項	4-7	8
③	訪問系サービスについても、身体拘束が行われることが想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設ける。	1	第37条の2第1項、第2項	4-1	3
イ	障害福祉現場の人材確保・業務効率化				
①	障害福祉の現場において、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、適切な職場環境維持（ハラスメント対策）を義務付ける。	1	第35条第4項 第201条第6項 第202条の21第5項	4-1	1 21 24
		2	第54条第4項	4-2	3
		3	第25条第4項	4-3	2
		4	第13条の2第4項	4-4	1
		5	第11条の2第4項	4-5	1
		6	第44条第4項	4-6	3
		7	第40条第4項	4-7	6

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
(5)	その他				
①	運営規程等の重要事項の掲示について、利用者の利便性向上等の観点から、冊子にしたものを自由に閲覧できるようにすることで掲示に代えることができることとする。	1	第37条第2項 第75条第2項 第95条第2項	4-1	3 8 10
		2	第59条第2項	4-2	5
		7	第45条第2項	4-7	8

【附則】

○施行期日（第1条）

令和3年4月1日

○経過措置（第2条～第15条）

(2) ア① 及び (2) イ①
→令和5年3月31日まではなお従前の例による

(3) ア① 及び (3) ア②
→施行の日から令和6年3月31日まで努力義務

(4) ア① 及び (4) ア②
→施行の日から令和4年3月31日まで努力義務

○青森市指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年青森市条例第十号）の一部改正（第16条）

→条例番号2 附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。（経過措置の延長）